

自分の肉体は余り善きものでなかつた¹⁾

長田穂波遺言

阿 部 安 成

†₁

国立療養所大島青松園で調査をしている2010年9月20日朝、NHKの連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」をみているさなか、突然、在園者からいくつかの写真の提供をうけた。おとしのこと、島でわたしがひとりで作業をしていたときのようすを撮った写真などのなかに、長田穂波の遺言書を写した1葉があった。

あ（阿部のこと） ええっ、穂波の遺言ですか。

て（提供者を指す） ええ。

あ これどこにあったんですか。

て ええ、自治会です。

あ こんなのがあったんですねえ。

穂波については、その日記、著書、遺影、手書き原稿、絶筆などなど、これまでの大島での調査で、いくつもの驚きの「発見」があったが、いまになって彼の遺言書が出てくるとは、おもいもかけない史料提供だった。

¹⁾本稿は、2010年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究題目「20世紀日本のハンセン病療養所における生命管理の実証研究」の成果の1つである。

大島では、歴史資料そのものやそれにかかわる情報をめぐって、島のひとたちとわたしとのあいだに、大きな違いがあることをずっと実感してきた。驚愕の史料が、多くのひとに忘れられてただ書棚にあったり、偶然にも寄贈されたり、ふいに、なんということもなく提供されたり、ということがくりかえしあった。もちろんこの驚きとは、わたしたち歴史を調査者するものの持つ執着に、島の人びとがついてゆけないところによるのだが。

わたしたちは、意識するにせよしないにせよ、つねに史料の選択をおこなっている。その基準は、史料の価値だったり、自分にとっての有用性だったり、ひとによってそれはまちまちであり、調査の段階においてか、論文執筆の時点でか、といった状況によっても異なってくる。でもそれは、同じ歴史研究者のあいだでの違いであって、そうした差が意味をなさないくらいに、わたしたちと島の人びととのあいだに段差がある、と感じるときがある。あるいは、これは、わたしたちと、わたしたち以外のひとたちとの差なのかもしれない。穂波の活字になった絶筆である「灯火を翳せる者」が掲載された逐次刊行物の『清流』が寄贈されたときの驚きを、わたしと霊交会のひとたちとは共有していないし、「瀬戸内国際芸術祭 2010」の開催にむけて、かつて島の「墓標の松」の根元から出てきた平家落人の遺品といわれる刀剣を展示したいという島の人びとの熱意をわたしは共有できなかったものだ²⁾。わたしも島の人びとも、大島の療養所の歴史に興味や関心を持っている。そうした共通が双方にありながら、両者のあいだには歴史を考えるための史料をめぐって、いくつかのずれがある。それは、歴史の見方をめぐる隔たりといってもよい。

²⁾ この刀剣などが大島のギャラリー（GARRELY15）で9月23日からの第4期「松展」で開催されることとなったという。

わたしは、その隔たりをできるだけ埋めたいとおもう。それはなによりも、説くことで果たされてゆくだらう。今回提供された穂波の遺書は、なにをどう動かしたのか 本稿はそれを説く試みとなる。

†₂

穂波の遺言を転載しよう。遺言書についた封筒の表には、「遺言」と大きな二文字が中央にあり、その左に少し小さく「籍元及居室 / 室長各位」との宛て所がみえる。

遺言 / 一、金銭は有高を四分しい霊交会、^ろ協和会、は少年少女舎、に^{（マ マ）}籍本及現居室へ贈られ度し。 / 一、書物は霊交会へ贈られたし。但し、原稿は時を見て出版手続をとり、印税は霊交会へ納入するやう計られたし。 / 一、衣類諸道具は室長各位御協定を乞ふ、但し、日頃特別親しき友及世話になりし人へ、形見品としての御考慮を乞ふ。 / 一、自分の肉体は余り善きものでなかつた、聖業も助けたが悪を誘ふやうで苦しめもした。故に、葬式は簡単に = 得べくは夜伽室より火葬場へ運ぶ = で貰ひ度いと想ふ。記念会など為さぬやうに（若し記念会するならば所持金を割当て入園者全般へ送物して下さい） / 一、交際先へは八ガキで一寸知らして頂きたい。 / 昭和十九年八月一日記す。 / 長田穂波 / 籍本及居室 / 室長各位

かぎ かつこ
「」のかわりに二文字分の = 記号を用いる、穂波に特徴のある表記法がここにもみえ

る。ペンを手にくりつけて書いたという字にしては、はっきりと読みやすい、穂波の自筆である。

†₃

遺言書の日付をみよう。1944年8月1日は、穂波が亡くなる1年あまりもまえのときとなる。そのころから穂波は、自分の死を予期していたのか。彼の追悼号となった、大島青松園内で回覧された手作りの冊子『青松』第17号(1946年1月)に収載された「経過報告」には、1945年12月16日9時に「心嚢炎の為、香川寮に入院、絶対安静を期す」となった穂波は、12月18日2時「心嚢炎にて急逝」したと記録されている³⁾。長期間にわたり病床についたのちの死ではないので、1944年の時点で^{とき}時近い末期を自覚していたとおもえない。この時期に穂波が遺言を書くにいたった動機や経緯は、いまはわからない。

ともかく、自分の最期のそのあとを気づかう穂波の気がかりの1つに、原稿の出版があったようだ。「時を見て」「手続をと」るようには、どの原稿についての指示だったのか。穂波の歿後に遺稿選集第1巻が刊行される。『福音と歓喜』(藤本正高編、聖約社、1950年)と題された遺稿集の「自序」は、1944年7月25日付となっている。遺言書の日付と、ほぼ同時期で、1週間ほどのひらきしかない。同書の編集を担った藤本による「後記」には、「本書の出版を〔穂波が 引用者による。以下同〕企図していられた」と記されているのだから、もしかすると、この『福音と歓喜』としてまとめられる書物の刊行が念頭に

³⁾阿部安成「死んだ穂波の横顔に - 長田穂波探索」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.130、2010年4月)を参照。

あるなかで、この遺言が書かれたのかもしれない。もっとも生前に 15 冊もの著書を出版した穂波も、歿後にはだんだんと忘れられ⁴⁾、少なくとも藤本が望んだ遺稿選集の第 2 巻、第 3 巻といった続刊が出ることはなかった。『福音と歓喜』に収録された原稿よりももっと多くの未発表原稿や手書き原稿、島外発行の逐次刊行物に掲載された稿があった穂波だが、それらがまとめられるには彼はもはや過去のひととなってしまう。

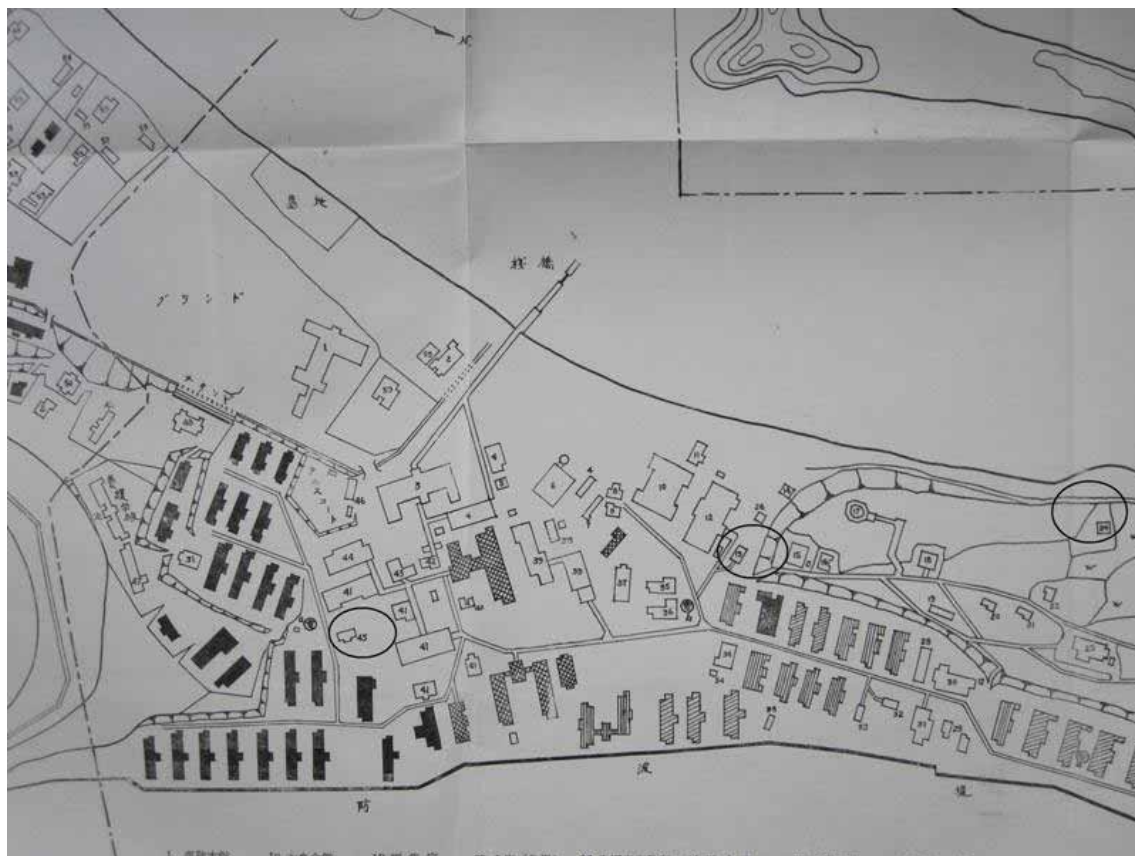
出版を期していた書物の印税や彼の「有高」(遺産)の始末については、(四分とは四等分のことだろうが)、穂波はなにより霊交会を第 1 においていた。死を自覚してなお、穂波は霊交会のひとであった。つぎには、自治活動を担った協和会がある。穂波がこの自治にどのように、どのていどかかわったのか、まだ充分には明らかでない。ついで、穂波が教師となって教えた少年少女舎の子どもたち、そして、籍元と彼の居室の人びとがあげられている。籍元とは、園内の「不自由者」にかかわる扶助制度である⁵⁾。

† 4

この遺言書は確かに穂波の周囲の人びとに読まれていた。たとえば、『青松』の穂波追悼号に収録された石本俊市による「追悼感話」には、「遺言書のなかに“葬式は簡単に、得べくば夜伽室より火葬場へ運んで貰ひ度いと思ふ。記念会など為さぬやうに”と書いてあつ

4) 穂波をめぐる忘失の一端については、阿部安成「癩と時局と書きものを - 香川県大島の療養所の 1940 年代を軸とする」(黒川みどり編『近代日本の「他者」に向き合う』仮題、解放出版社、2010 年 10 月発行予定)を参照。

5) 2010 年 7 月に「瀬戸内国際芸術祭 2010」の開催にさいしてかつての解剖台が大島で展示され、あらためてこの籍元が在園者の人口に膾炙したという(阿部安成「悲しみのゆえ - 国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭 2010 と展示作品解剖台が」滋賀大学経済学部 Working Paper Series に発表予定、を参照)。



た」と、穂波の「遠慮深」さや「人様に御迷惑をかけぬやう常に注意」していた証跡として、遺言書の一節が引用されている。石本は、霊交会の創設者だった三宅官之治と穂波が歿したのち、その霊交会を担うとの自覚を持つこととなる。石本たちがうけとめた、夜伽室から火葬場へ、との遺言の1つは、ごく簡単な通夜でいどで大仰な葬儀は不要という内容だった。

穂波歿後15年ほどのときの「大島青松園配置図(昭和34年3月31日現在)」がある(『国立療養所大島青松園五十年誌』国立療養所大島青松園、1960年、収載。上掲写真)。そのかん建造物の配置がかわっていないと仮定して、また、大島を訪れたことがないひとには文字だけではわかりづらいので、葬儀にかかわる建物の位置をみておこう。

まず、夜伽室(配置図の13)。これは、現在の大島会館まえの広場から北方の山につな

がる坂道の左側の坂下にあった。火葬場（同前 24）は、いまの西海岸に沿った道路の、納骨堂下から風の舞までのあいだにあった。夜伽室から火葬場へはそう遠くはない。いまもこのときも、夜伽室と火葬場のあいだにはほとんど建造物はない。穂波の遺体は解剖台のうえにあったというのだから、それは解剖室（同前 45）のなかだったはずだ。このとき、解剖室は現在の本館の裏手から東海岸にむかう途中にあった。解剖室から夜伽室へ、夜伽室から火葬場へ、この 2 つの距離はそうかわらないが、後者は治療棟や寮のあいだをとおることとなる。穂波の遺体は、解剖室 夜伽室 火葬場へと運ばれたのだろうか（6 頁写真の黒線の丸で囲んだ部分。左から順に 45=解剖室、13=夜伽室、24=火葬場）。

† 5

かんたんな葬儀をという穂波の望みは、彼の遠慮深さやひとに迷惑をかけない配慮のあらわれと理解されていた。だが、遺言書を読めば、「故に、葬式は簡単に」のまえには、つぎの文章があったとわかる。

自分の肉体は余り善きものでなかつた、聖業も助けたが悪を誘ふやうで苦しめもした。

だから、葬儀はかんたんに、と穂波は記したのだった。さきの石本俊市が執筆した「追悼感話」は、この文章を読み落としたか、無視をしていることとなる。この 2 つの文をどのように読むか。

まえにわたしは、穂波を、「身体の違和を抱えて生きる」と表現したことがあった⁶⁾。

⁶⁾ 阿部安成「寒冷は火の如く人の肉をタバラス - 療養所に生きてゆくこと」(滋賀大学経

彼は、日々、といてよいほどにしばしば、自分の肉体を観察し、その自己診断を記録していた。霊交会の機関紙『霊交』の「編輯後記」には、そうした穂波のペンの跡がみえる。たとえば、「編輯子の肉体は大分破れて来たが、内なる編輯子は益々健やかである」と肉体と内面とを分け、後者の健やかさに前者の破綻を対照させる、といったぐあいである（「編輯後記」『霊交』第 194 号、1935 年 1 月 10 日）。肉体が傷つく、壊れる、砕けるとの穂波の感覚は、「自分の体は余程マツイかたまりと化して来た」との自覚にもつながる（同前第 211 号、1936 年 6 月 10 日）。

大島の療養所も、法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」など関係法令の施行とともに、1909 年に開設された治療と養生の場所だった。ここは、病者を死なせずに生かす施設である。療養所内での自殺や墮胎も確かにあったなかで、穂波たちは大島で、死なない生を生きることとなる。もとよりその生は、ゆきとどいたケアや十分に保証された安寧のもとで生きられたとはいえない。死なない生を生きるなかで穂波は、肉体と精神、身体的外部と内面とを分け、破れる肉体から剥離した健やかな内面を生きようとした。利かない手、痛みのやまない脳、^{かす}翳む目を持つ穂波が、どうにか身体の操縦をわがものとしようとしたその軌跡が、穂波の執筆活動という生にあった。

† 6

穂波は自分の手にあうペンを探していた。彼は、読みやすい、はっきりとした字を書き

ながら、よりいっそう書きやすい「自分向き」のペンを必要としていた。ペンと同様に、穂波は自分向きの使い勝手のよい身体が欲しかったのだろう。だが、肉体を駆使するのは容易ではなかった。穂波にとってその肉体は、「破れ」てゆく「余程マツイかたまり」となりつつあったのだから。そうした穂波が遺書として残した文章のなかに、「自分の肉体は余り善きものでなかった」との一文があった。穂波はその生の最期においてなお、自分の肉体を気にかけていたのだった。

公刊された彼の最後の文章は、さきにもふれた、『清流』という逐次刊行物に連載(1942年～1944年)された「灯火を翳せる者」と題された長編詩で、そこでは、彼の信仰にもとづく精神世界が組み立てられていた⁷⁾。大島青松園内で回覧されていた手書き手作りの雑誌『青松』に寄稿した穂波の最後の文章は、論題「松籟海鼓 新日本建設と青松園の巻」(第15号、1945年12月)の長文論説で、穂波はそこで、愛島と祖国への愛を連結させる活路を開く議論を展開していた。『清流』は、その発行部数がわからないものの、矢内原忠雄などのキリスト者にも読まれていた公刊物で、あるていどの広がりを見込める。『青松』はたった1部だけの制作で、大島の外へは流通していない。穂波はそこで、1945年秋の時点での日本と大島青松園の今後をみすえた。長大にして重厚な詩と論説において、穂波自身の肉体をふまえた趣旨や論点の提示は、明瞭にはおこなわれていない。精神世界の構築においても、戦後をみすえる園と国の姿や仕組みについての提言においても、自己の肉体

⁷⁾ 「灯火を翳せる者」は岡山県在住のキリスト者内田正規が発行した逐次刊行物『清流』の第9号(1942年11月)から第17号(1944年11月)にかけて掲載された。第17号で『清流』は終刊となり、それにあわせて穂波の「灯火を翳せる者」も続編は未刊となり、原稿のゆくえもわからない。

1つを立脚点とした議論は明示されていない。

1944年8月1日の日付がある遺言のなかに、ただひっそりと、それは『清流』よりも『青松』よりも狭い人びととの交流のなかで、小さな発信として、自分の肉体への総括が記されていた。「余り善きものでなかつた」との、臨終を予期した自己の肉体へのまとめである。操縦が滑らかではない肉体を駆動して、キリスト者としての務めをいくらかでも果たしたとの自負と、その一方で回顧される、「悪を誘ふやうで苦しめました」とはなにをあらわしているのか。苦しめました、とは、あまりよくはなかつた肉体が、そこからなんとか離脱し、健やかになろうとこころがける精神を、苦しめた、との謂か。悪を誘うやうで、とは肉体のおこなったなにを指しているのか。それは、わたしたちの手の届かないところに、末期をあらかじめ期してもこころのなかに、秘められた、穂波の密やかな領分なのだろうか。それをもわたしたちは、史料という痕跡を博搜して、歴大な文字のなかから探すべきかどうか、わたしはそれを考えあぐねている。

みぢかにいる、自分の死をみとるだろうとおもういくにんかに託した穂波の最期の意思にあらわされた、「自分の肉体は余り善きものでなかつた」との自己点検は、これまでに判明していた穂波の書いたものをつきあわせて、彼を知り理解するときの手がかりになるし、また、あらたに穂波を考えるときの論点を示してもいる。「自分の肉体は余り善きものでなかつた、聖業も助けたが悪を誘ふやうで苦しめました。」という39文字は、小さな欠片^{かけら}だが、それは穂波を説くための大切な1片である。さらには、癩^{かぜら}そしてハンセン病を考えるとときに「肉体」という主題をおくことを後押しする、1つの証跡となる。

†7

わたしの手元には、大島青松園の在園者から提供された穂波の遺言書の写真がある。写真をいただいたときに、それがみつかった経緯やその状態を提供者からきちんと確認できず、また、自治会長に会いながらも、施設見学者への説明や新しい寮の整備にかんする懇談会があるといった彼の多忙さを見ては、お話をうかがう機会を設けられなかった。

今年7月に穂波の遺影を写した写真の提供があった。それ自体はこれまでも知られていた遺影だが、写真を貼った台紙に記されたキャプションは、わたしたちにとっての新情報だった。「解剖台」のうえの遺体を撮ったと明記してあったのだ。これまでも、歿後すぐに撮った、剖検台のうえで撮ったとの情報はあったところで、解剖台のうえという記述はこれによって初めてみた。ただ、写真提供者は、これがだれの保管によるのか、いつ、どのようにしてみつかったのか、については関心がないようすで、わたしはそうした情報を得ることができなかった。

今回の遺言書の写真も、正確には、遺言書を撮った写真を写した写真の提供であり、自治会には、遺言書の現物があるのか、それとも写真でしかないのか、それがわかっていない。遺影と遺書の2つをめぐって、その出所情報に同じ事態が生じた。史料についての情報は、そこに記された内容を理解したり解釈したりするうえでも有用な、あるいは必要な事項であるので、(そう歴史研究者は考えるので)この事態は少し困ったことではあった。だがこれは、わたしと彼とのあいだに情報収集の能力に違いがあるから招いた事態なので

はない。関心のありかが違うだけのことなのだ。

細部のぼやけた写真には、遺言が書かれた四百字詰原稿用紙がどこ製のものなのか、それが記されているのに読めないという史料としての不備がある。筆記用具はペンなのか、インクの色はなにか、といった情報もこの写真からはわからない。穂波の手書き原稿が残っているがゆえに、こうした一見すると瑣末に見える情報も、わたしはおろそかにはしたくないとおもう。そうした留意があっても、この遺言書がわたしたちにおくる情報は大きい。今後、穂波を、癩を、ハンセン病を考えると、この「自分の肉体は余り善きものでなかつた」の文が、つねにわたしの念頭におかれるからだ。20世紀前期日本の、法律「癩予防ニ関スル件」以降の療養所における生命管理を考えると、そこに生きた療養者たちの「肉体」が1つの重要な観点となる。

